

キッチンカー出店内規

本内規は、公益財団法人大津市公園緑地協会（以下「当協会」）が管理する大津市内 226 公園にてキッチンカーの出店を希望する方の出店申込及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者及び出店者は十分に確認し同意するものとする。またキッチンカー出店については、当協会の自主事業として行うものである。

（主旨・目的）

当協会が管理している大津市内 226 公園のスペースを活用した魅力づくりの一環として、キッチンカーを利用した飲食販売を行い、利用者等の利便性向上及び賑わい創出を図りより良い大津の街づくりに寄与し、大津の魅力を高めていくことを目的とする。

1. 出店申込資格

以下の全てに該当する方のみ申込することができる。

- ①保健所が定める、「食品関係の自動車営業（キッチンカー）」の許可を有する者
- ②キッチンカーを保有及びリースしている者、または保有及びリース計画がある者
- ③大津市内にて公的機関が発行する営業許可書を有する者
- ④食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- ⑤食品賠償保険等に参加している者
- ⑥保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑦当協会の指示及び出店場所等に同意できる者
- ⑧各種イベント等に積極的に参加、協力できる者
- ⑨上記（主旨・目的）に同意できる者

2. 出店申込禁止（不可）

以下の何れかに該当する方は申込することができない。

- ①企業や法人、団体での申込み
- ②制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- ③破産者であって復権していない者
- ④銀行取引停止処分を受けている者
- ⑤懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑥禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- ⑦申込業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者
- ⑧暴力団及び暴力団関係者（総称「反社会的勢力」）またはその他これらに準ずる者
- ⑨上記 1. 出店申込資格の要件を満たしていない者
- ⑩その他当協会が不適切と認めた者

3.出店申込資料

申込者は、当協会が指定する「キッチンカー出店申込書」に必要事項を記入し、以下の資料とともに提出するものとする。

(提出資料)

- ①キッチンカー出店申込書 1部
- ②営業許可証の写し 1部
- ③リース契約書の写し（キッチンカーをリースしている者に限る） 1部
- ④食品衛生責任者（またはそれに代わる資格証明書）の写し 1部
- ⑤食品賠償保険等の証明書の写し 1部
- ⑥販売メニュー一覧（任意様式） 1部
- ⑦販売メニューの写真 1部（メニューが複数の場合は各1部）
- ⑦キッチンカー全体の写真

4.出店資格審査

キッチンカー出店申込書含む資料提出後、当協会が審査し出店可否を決定し契約締結を行う。契約期間は毎年度末とする。なお、出店の是非に関する異議申し立ては認めない。

5.出店公園

出店場所及び出店日については、当協会から指示をすることとする。
(他の利用者または団体専用利用がある場合は出店できない日もある)

6.販売可能な商品・販売禁止商品

営業許可証の範囲内の飲食物に限る。

たばこ、消費期限及び賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したものは販売禁止とする。また当協会が不相当と判断したものも同様とする。

7.出店スケジュール等調整

出店スケジュールについては、基本的に事前に出店者に対し出店希望日調査を行いその後双方の協議により決定するものとする。

※無断出店及び無断キャンセルがあった場合は、以降の出店を認めないものとする。

8.出店時間

原則として10:00~16:00までとする。但し、状況により出店時間の変更（短縮及び延長）は申し出により可能とする。

※無断変更があった場合は、以降の出店を認めないものとする。

9.出店料・売上報告

出店料は一律売上の10%とし、月末締めとする。出店者は当協会指定の売上報告書に必要事項を出店毎時記入し、月末（出店月の最終出店日）に提出することとする。それに基づき当協会が請求書を発行し、出店者は請求書の発行された日から1ヵ月以内に当協会指定の口座に振り込むことと

し、振込に係る手数料は出店者負担とする。

10.その他留意事項

別紙2「留意事項」参照

11.申込方法

当協会のホームページ「おおつのこうえんネット」<http://otsukoen.org>

よりダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要添付書類と合わせて当協会へ提出。

12.お問い合わせ

指定管理者：おおつ協会都市公園グループ

代表団体 公益財団法人大津市公園緑地協会 経営企画課総務企画グループ

〒520-0037 滋賀県大津市御陵町4-1 皇子山総合運動公園管理事務所

TEL：077-527-1555/077-527-1588

FAX：077-527-1625

2022年 月 日 制定

留 意 事 項

■出店にあたって

- ・本申込書のキッチンカー出店規約と留意事項に同意した方のみお申込み頂けます。
- ・本申込書は、あくまで申込であり出店を確約するものではありません。当協会で審査し決定した方が出店できます。なお、出店の是非に関する異議申し立ては認めません。
- ・暴力団及び暴力団関係者、また反社会的勢力に金品等を提供する方の出店はできません。
- ・主催者や警察、保健所等から指示があった場合は、その指示に従ってください。
- ・本申込書の内容に虚偽があった場合、またキッチンカー出店規約・留意事項に違反があった場合や当協会の運営方針に反する行為があった場合は出店取消とし、今後の出店を一切お断りします。なお、一切の異議申し立てを認めません。
- ・本申込書に記入頂いた個人情報については、本事業以外には使用せず、適切に管理または処理します。但し、警察、保健所等公的機関からの要請があった場合には開示することがあります。

■出店

- ・出店日において指定時間内で搬入搬出を行ってください。
- ・公園内を通行する際は、ハザードランプを点灯し利用者や通行者等に十分注意し最徐行してください。
- ・車両進入許可書を当協会が発行しますので、フロント等見える箇所に掲示してください。

■売上管理

- ・出店中の売上管理は各自で行ってください。利用者とのトラブルについては、一切責任を負いかねます。

■設備関係及び電気・ガス類の使用について

- ・出店頂ける各公園内では、電気設備（コンセント）がない公園もあります。コンセントがある公園については使用を認めますが、発電機の使用は認めません。（電気代の請求は出店料（10%）に含むものとします）
- ・公園内の水道設備については使用を認めますが、調理には使用しないでください。調理に使用する水に関しては各自で準備してください。また公園内の水道設備で調理器具を洗う等の行為はしないでください。
- ・火気を使用する場合は、十分に注意してください。また消火器を必ず備え付けてください。消火器がない、または期限切れの消火器を持参された場合は出店頂けません。万一、事故等が発生した場合は、出店者で補償をしてください。

■衛生管理

- ・調理は全て当日に行ってください。前日までに調理したものは取り扱わないでください。
- ・当日体調の優れない方は出店を中止してください。
- ・こまめな手洗い、消毒をしてください。
- ・出店頂ける各公園内では、ごみ箱がない公園もあります。自店舗でごみ箱を設置し周辺環境美化に心掛けてください。またごみは各自お持ち帰りください。
- ・万一、食中毒等が発生した場合は、出店者で補償等をしてください。

■その他

- ・出店者は、出店及び販売行為、販売した商品等自店舗に関連して事故・苦情等が発生した場合、これに対しての全ての責任を負って頂きます。
- ・改定健康増進法施行により、大津市管理の施設・敷地内は全面禁煙となります。
- ・雨天時でも出店頂けますが、台風・豪雨・警報発令時の際は出店を中止とします。急な天候の変化により終了時間を繰り上げる場合は事前に当協会に連絡をしてください。事前中止とした場合、出店料は頂きませんが、途中中止した場合の出店料はお支払い頂きます。
- ・前日の搬入や準備はできません。全て当日に行ってください。
- ・利用者とのトラブル及び人身、物損事故等に関して当協会では一切の責任を負いかねます。
- ・公園内施設等に損傷を与えた場合は、現状復旧をお願いします。
- ・周辺への迷惑となる行為（大音量でBGMを流す等）は禁止します。
- ・出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、販売メニューの追加等の変更、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料に変更が発生した場合は、直ちに当協会へ変更した資料を提出してください。
- ・当協会のホームページやSNS等に使用するため、状況などを撮影することがありますのでご了承ください。
- ・キッチンカーの破損等について、当協会は一切責任を負いかねます。
- ・出店者は、当協会との契約後、出店依頼に対し常時出店できるよう誠意をもって努めてください。
- ・当協会の従業員から指示があった場合はそれに従ってください。

■新型コロナウイルスについて

- ・出店者は事前に検温等の確認を行い、37.5度以上の発熱や風邪の症状がある場合は出店を中止するなどしてください。なお、濃厚接触、または濃厚接触者の疑いがある方も同様とします。
- ・出店者はマスク等を必ず着用してください。またこまめな手洗い、消毒を行ってください。
- ・店舗前に消毒液を設置してください。また混雑時には密にならないよう声掛けや掲示等対策をしてください。
- ・商品を入れる容器やおしぼり等は、使い捨ての物を使用してください。
- ・その他感染対策十分に講じて出店してください。

～出店までの流れ～

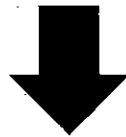
当協会ホームページより「キッチンカー出店申込書」をダウンロード（規約・留意事項を確認）



- ①キッチンカー出店申込書 1部
- ②営業許可証の写し 1部
- ③リース契約書の写し（キッチンカーをリースしている者に限る） 1部
- ④食品衛生責任者（またはそれに代わる資格証明書）の写し 1部
- ⑤食品賠償保険等の証明書の写し 1部
- ⑥販売メニュー一覧（任意様式） 1部
- ⑦キッチンカー全体の写真



当協会にて出店資格審査



契約締結



現地立ち合い（出店場所）、出店日調整



出店、実績報告等